

令和6年3月26日

第5回倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第5回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和6年3月26日（火）午後3時

場 所 倉吉市役所 A会議室

1 開 会

2 前回会議録承認

3 会議録署名委員の選出

4 議 事

- (1) 議案第6号 第3期倉吉市教育振興基本計画の改訂について…………… 1
- (2) 議案第7号 令和6年度倉吉市の教育方針と重点施策について…………… 2
- (3) 議案第8号 令和6年度倉吉市教育委員会主要事業について…………… 4
- (4) 議案第9号 倉吉市教育委員会公告式規則の一部改正について…………… 5
- (5) 議案第10号 倉吉市教育委員会の権限の特例に関する条例の制定に伴う
関係規則の整理に関する規則の制定について…………… 8
- (6) 議案第11号 倉吉市教育委員会公印規則等の一部改正について…………… 12
- (7) 議案第12号 倉吉市立学校県費負担教職員旧姓使用取扱規程及び
倉吉市立学校教職員の訓告等取扱規程の一部改正について… 15
- (8) 議案第13号 倉吉市教育委員会が施行する文書の公印の押印の省略等に
関する規則の制定について…………… 18
- (9) 議案第14号 倉吉市教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する
規則の制定について…………… 21
- (10) 議案第15号 倉吉市指定有形文化財の指定について…………… 24
- (11) 議案第16号 倉吉市指定有形文化財の指定について…………… 35
- (12) 議案第17号 令和6年度倉吉市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
委嘱について…………… 40
- (13) 議案第18号 地域学校委員会委員の任命について…………… 42

5 協 議

- (1) 倉吉市立中学校統一型制服導入について…………… 46
- (2) 市内小中学校の生徒指導上の対応について…………… 当日

6 教育長報告

7 報告事項

各課報告（別紙）

8 その他

9 閉 会

議案第6号

第3期倉吉市教育振興基本計画の改訂について

次のとおり第3期倉吉市教育振興基本計画の改訂について、本委員会の議決を求める。

令和6年3月26日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第7号

令和6年度倉吉市の教育方針と重点施策について

令和6年度倉吉市の教育方針と重点施策を別紙のとおり定めることについて、本委員会の承認を求める。

令和6年3月26日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

令和6年度 倉吉市の教育方針と重点施策

～行きたい学校・
帰りたい家庭・
住みたい地域～

教育基本法

・人格の完成と、社会の形成者としての国民の育成

学校教育法

社会教育法

図書館法

文化財保護法

博物館法

【教育理念】

豊かな心を持ち 自立して生きる 未来を拓く 人づくり

【教育大綱】

- ・創造性を培い、豊かな心と健やかな身体を養う。
- ・幅広い知識を身に付け、自立して生きる力を養う。
- ・社会の一員として、多様な人とともに、協働する力を養う。
- ・郷土を愛し、自然を大切に、伝統や文化を尊重する態度を養う。

第12次倉吉市総合計画

まちづくりの基本理念

【将来像】

元気なまち、くらしよし、未来へ！

基本目標3【教育・文化】

未来を拓く人を育て、芸術が輝くまちづくり

倉吉市教育の創造

- ・第3期倉吉市教育振興基本計画の進ちよく管理（5年計画の4年目）・教職員の働き方改革の推進
- ・倉吉市教育委員会の活性化（教育に関する事務の点検・評価の推進、総合教育会議、学校訪問）
- ・「倉吉市立小学校適正配置推進計画」に基づく学校再編の推進（各地区協議会での課題の明確化とその対応）
- ・ICTの効果的な利活用によるDXの推進

1 社会全体が協働し学び続ける環境づくり

① 開かれた学校づくりの推進

- ・地域学校委員会（コミュニティ・スクール）の活性化
- ・「学校評価アンケート」の実施と結果の分析及び公表
- ・倉吉市小中学校一斉公開 ・地域の次世代育成

② 家庭教育の充実

- ・PTA連合会との共催による教育講演会 ・地域未来塾
- ・「くらし子育て応援ブック」の活用
- ・「倉吉の子育て十か条」の啓発、推進

③ 地域力を育む社会教育の推進

- ・生涯にわたる学びの保障、機会の提供と環境整備（生涯学習講座、鳥取看護大学・鳥取短期大学公開講座の開催）
- ・将来の地域や社会を担う青少年の育成と活動の場づくり（放課後子ども教室、子ども会活動の支援、ハイスクールフォーラム、実行委員会によるはたちのつどいの実施）

④ コミュニティセンター（公民館）活動の推進

- ・人づくり、地域づくりにつながる機能強化（重点取組事業の実施）

⑤ 「感動」を生み「知る喜び」を感じる博物館

- ・開館50周年記念展の開催とテーマ性のある展示の創出
- ・美術賞（菅楯彦大賞）の開催準備
- ・教育普及活動の充実と調査研究活動の推進

⑥ 豊かな心を育む図書館

- ・読書活動の推進
- ・対象者のニーズに応じたサービスの提供
- ・山上億良短歌募集事業の継続



3 安心・安全な教育環境の充実

⑩ 組織的・機能的な学校経営

- ・教職員の働き方改革の推進 ・共同学校事務室の設置

⑪ 安心して教育を受ける機会の推進

- ・児童生徒に向き合う時間を十分確保するとともに、きめ細やかな指導を展開するための人的配置 ・相談体制の充実
- ・不登校の未然防止と早期対応
- ・教育助成の充実（就学援助、特別支援教育就学奨励）
- ・奨学金制度 ・通学費支援（児童生徒遠距離通学、高校生通学）
- ・防犯対策の強化 ・学校防災体制の強化

⑫ 教育環境の整備充実

- ・学校施設の適正な維持管理

⑬ 学校の適正配置の推進

- ・適正配置協議会、各地域説明会の開催 ・集合学習の実施

⑭ 文化教養施設・体育施設の整備充実

- ・施設の長寿命化 ・老朽施設の修繕、改修



4 たくましく健やかな心と体づくりの推進

⑮ 人権尊重社会の担い手づくり

- ・「学校教育における人権教育の基本方針」に基づく人権教育の推進
- ・児童生徒意識アンケート ・いじめを許さない学校体制づくり
- ・相談体制の充実 ・情報モラル教育の推進（9年間カリキュラム）

⑯ たくましい体の育成

- ・学校体育の充実 ・中学校部活動の地域移行
- ・子どもの年齢に応じた体力づくりの推進

⑰ 学校給食の充実、食育の推進

- ・栄養教諭などによる学校での食に関する指導
- ・親子で学ぶ食の教室の実施

⑱ 体育・スポーツの振興

- ・スポーツ活動支援（スポ少補助、スポーツ大会、全国大会補助等）
- ・生涯スポーツの推進（スポーツ推進委員、ニュースポーツ交流会）



2 創造性を培い、自立性・自主性を養う学校教育の推進

⑦ 幼児期の教育と小学校教育の連携

- ・幼児期の教育と小学校教育の連携
- ・接続カリキュラムの作成・活用

⑧ 学力向上の推進

- ・ICTを活用した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり
- ・児童生徒の協働的な学びにおける効果的なICT活用
- ・情報教育の推進

⑨ 特別支援教育の充実

- ・倉吉市「個別の支援計画」と「個別の指導計画」の活用
- ・小学校1年生対象の読みに対する早期支援



5 文化資源の保存活用と文化・芸術の振興

⑲ 倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成

- ・小中学生リーダー会議開催 ・地域の人・もの・ことがらに触れる教育活動の推進 ・くらし風土記の活用 ・はたちのつどい実行委員会

⑳ 文化財の保存、活用、伝承

- ・指定文化財等の防災・防犯等適切な保護管理
- ・指定文化財等の展示、文化財を核とする講座の開催
- ・文化財に触れる機会の創出と啓発 ・学校教育・社会教育との連携

㉑ 「感動」を生み「知る喜び」を感じる博物館【再掲】

- ・テーマ性のある展示創出 ・教育普及活動の充実と調査活動の推進

議案第8号

令和6年度教育委員会主要事業について

次のとおり令和6年度倉吉市教育委員会の主要事業について、本委員会の議決を求める。

令和6年3月26日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第9号

倉吉市教育委員会公告式規則の一部改正について

次のとおり倉吉市教育委員会公告式規則の一部改正について、本委員会の議決を求める。

令和6年3月26日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市教育委員会公告式規則の一部改正について

【改正理由】

倉吉市公告式条例（昭和 28 年倉吉市条例第 19 号）の一部改正に応じ、教育委員会規則及びその他教育委員会の定める規程で公表を要するもの（以下「規則等」という。）について、その公布に当たって教育長の署名押印によることとされているところ、これによらず、教育委員会の印を押すこととし、また、公布に係る掲示の場所について、教育委員会が定める掲示板とするよう、倉吉市教育委員会公告式規則の一部を改正するものです。

【改正要旨】

- 1 規則等で公表を要するものについて、公布の旨の前文、年月日及び教育委員会名を記入して教育委員会の印を押さなければならないこととした。（第 2 条関係）
- 2 規則等の公布は、教育委員会が定める掲示板に掲示してこれを行うこととした。（第 2 条関係）
- 3 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとした。（附則関係）

倉吉市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

倉吉市教育委員会公告式規則（昭和31年倉吉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公布) 第2条 略 2 規則等を公布するときは、 <u>公布の旨の前文、年月日及び教育委員会名を記入して、教育委員会の印を押さなければならない。</u> 3 規則等の公布は、教育委員会が定める掲示板に掲示してこれを行う。	(公布) 第2条 略 2 規則等を公布するときは、 <u>番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して、教育長が署名押印するものとする。</u> 3 <u>規則等の公布は、市役所前の掲示板及び公衆の見やすい場所に掲示してこれを行う。</u>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 10 号

倉吉市教育委員会の権限の特例に関する条例の制定に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

次のとおり倉吉市教育委員会の権限の特例に関する条例の制定に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、本委員会の議決を求める。

令和6年3月26日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市教育委員会の権限の特例に関する条例の制定に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

【制定理由】

教育委員会が所管する事務のうち文化財の保護に関する事務について、令和6年度から、市長部局が管理し、及び執行することに伴い、当該事務に関する規定を整理するよう、関係する教育委員会規則に所要の改廃を行うものです。

【制定要旨】

- 1 倉吉市文化財保護条例施行規則の廃止 第1条関係
倉吉市文化財保護条例施行規則を廃止することとした。
- 2 倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正 第2条関係
文化財課に関する規定を削ることとした。 (第5条、第6条、第16条、第23条関係)
- 3 この規則は、令和6年4月1日から施行することとした。 附則関係

倉吉市教育委員会の権限の特例に関する条例の制定に伴う関係規則の整理に関する規則

(倉吉市文化財保護条例施行規則の廃止)

第1条 倉吉市文化財保護条例施行規則(昭和51年倉吉市教育委員会規則第2号)は、廃止する。

(倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第2条 倉吉市教育委員会事務局等組織規則(平成24年倉吉市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>第5条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる係等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">課</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">係等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	課	係等	略		社会教育課	略	<p>第5条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる係等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">課</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">係等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>略</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>文化財課</td> <td>文化財保護係 埋蔵文化財係</td> </tr> </tbody> </table>	課	係等	略		社会教育課	略	文化財課	文化財保護係 埋蔵文化財係
課	係等														
略															
社会教育課	略														
課	係等														
略															
社会教育課	略														
文化財課	文化財保護係 埋蔵文化財係														
<p>第6条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">課</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	課	分掌事務	略		社会教育課	略	<p>第6条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">課</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>略</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>文化財課</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 文化財保護審議会の事務処理に関すること。 2 伝統的建造物群保存地区保存審議会の事務処理に関すること。 3 文化財の調査、研究、収集、保存及び管理に関すること。 4 文化財の指定(選定)及び指定(選定)解除に関すること。 5 文化財保護の啓発活動に関すること。 6 指定文化財の保護、保存及び活用に関すること。 7 指定文化財の整備に関すること。 8 埋蔵文化財の保護と開発計画との調整に関すること。 9 伝統的建造物群保存地区の保存及び活用推進に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	課	分掌事務	略		社会教育課	略	文化財課	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財保護審議会の事務処理に関すること。 2 伝統的建造物群保存地区保存審議会の事務処理に関すること。 3 文化財の調査、研究、収集、保存及び管理に関すること。 4 文化財の指定(選定)及び指定(選定)解除に関すること。 5 文化財保護の啓発活動に関すること。 6 指定文化財の保護、保存及び活用に関すること。 7 指定文化財の整備に関すること。 8 埋蔵文化財の保護と開発計画との調整に関すること。 9 伝統的建造物群保存地区の保存及び活用推進に関すること。
課	分掌事務														
略															
社会教育課	略														
課	分掌事務														
略															
社会教育課	略														
文化財課	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財保護審議会の事務処理に関すること。 2 伝統的建造物群保存地区保存審議会の事務処理に関すること。 3 文化財の調査、研究、収集、保存及び管理に関すること。 4 文化財の指定(選定)及び指定(選定)解除に関すること。 5 文化財保護の啓発活動に関すること。 6 指定文化財の保護、保存及び活用に関すること。 7 指定文化財の整備に関すること。 8 埋蔵文化財の保護と開発計画との調整に関すること。 9 伝統的建造物群保存地区の保存及び活用推進に関すること。 														
<p>2 略</p> <p>(担当事務)</p> <p>第16条 教育委員会の所管に属する附属機関等の担任する主な事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%; text-align: center;">附属機関等</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">担任する主な事務</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">庶務を担当する課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関等	担任する主な事務	庶務を担当する課				<p>2 略</p> <p>(担当事務)</p> <p>第16条 教育委員会の所管に属する附属機関等の担任する主な事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%; text-align: center;">附属機関等</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">担任する主な事務</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">庶務を担当する課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関等	担任する主な事務	庶務を担当する課					
附属機関等	担任する主な事務	庶務を担当する課													
附属機関等	担任する主な事務	庶務を担当する課													

略	
倉吉市スポーツ推進委員	略
略	

2 略

(課長の専決事項)

第23条 課長の専決事項は、次のとおりとする。

課長	専決事項
略	
社会教育課長	略
略	

略		
倉吉市スポーツ推進委員	略	
倉吉市文化財保護審議会	倉吉市文化財保護審議会条例（昭和51年倉吉市条例第22号）の規定による文化財の保存及び活用の重要事項についての調査審議に関すること。	文化財課
倉吉市伝統的建造物群保存地区保存審議会	倉吉市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成8年倉吉市条例第33号）第4条の規定による伝統的建造物群保存地区の保存等の重要事項についての調査審議に関すること。	文化財課
略		

2 略

(課長の専決事項)

第23条 課長の専決事項は、次のとおりとする。

課長	専決事項	
略		
社会教育課長	略	
文化財課長	1 指定文化財（建造物）の使用許可に関すること。	
	2 防災センターくら用心の使用許可に関すること。	
	3 史跡の利用に関すること。	
略		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 11 号

倉吉市教育委員会公印規則等の一部改正について

次のとおり倉吉市教育委員会公印規則等の一部改正について、本委員会の議決を求める。

令和6年3月26日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市教育委員会公印規則等の一部改正について

【改正理由】

市での署名押印廃止の方針を踏まえ、教育委員会規則での押印に関する規定を整理するものです。

【改正要旨】

- 1 倉吉市教育委員会公印規則の一部改正 第1条関係
公印を使用するときは、公印管守責任者に押印しようとする文書を提出し、その審査を受けなければならないこととした。 (第6条関係)
- 2 倉吉市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正 第2条関係
様式中の私印又は公印を押すべき欄を削ることとした。 (様式第1号～様式第14号関係)
- 3 倉吉市立学校施設使用条例施行規則の一部改正 第3条関係
様式中の公印を押すべき欄を削ることとした。 (様式第2号関係)
- 4 倉吉交流プラザの管理及び運営に関する規則の一部改正 第4条関係
3に同じ。 (様式第2号関係)
- 5 倉吉パークスクエア広場の管理に関する規則の一部改正 第5条関係
3に同じ。 (様式第2号関係)
- 6 倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正 第6条関係
3に同じ。 (様式第2号・様式第6号関係)
- 7 この規則は、令和6年4月1日から施行することとした。 附則関係

倉吉市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則

(倉吉市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 倉吉市教育委員会公印規則（昭和44年倉吉市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公印の使用)</p> <p>第6条 公印を使用するときは、前条第2項又は第3項に定める公印の管守責任者（以下「公印管守責任者」という。）<u>に、押印しようとする文書を提出し、その審査を受けなければならない。</u></p>	<p>(公印の使用)</p> <p>第6条 公印を使用するときは、<u>押印しようとする文書に、決裁済文書を添え</u>、前条第2項又は第3項に定める公印の管守責任者（以下「公印管守責任者」という。）<u>の審査を経なければならない。</u></p>

(倉吉市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 倉吉市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年倉吉市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名印」を「氏名」に改める。

様式第2号その1から様式第5号まで及び様式第7号から様式第13号までの規定中「㊦」を削る。

様式第14号中「㊦」を削る。

(倉吉市立学校施設使用条例施行規則の一部改正)

第3条 倉吉市立学校施設使用条例施行規則（平成3年倉吉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊦」を削る。

(倉吉交流プラザの管理及び運営に関する規則の一部改正)

第4条 倉吉交流プラザの管理及び運営に関する規則（平成13年倉吉市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊦」を削る。

(倉吉パークスクエア広場の管理に関する規則の一部改正)

第5条 倉吉パークスクエア広場の管理に関する規則（令和4年倉吉市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊦」を削る。

(倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成25年倉吉市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第6号中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 12 号

倉吉市立学校県費負担教職員旧姓使用取扱規程及び倉吉市立学校教職員の訓告等
取扱規程の一部改正について

次のとおり倉吉市立学校県費負担教職員旧姓使用取扱規程及び倉吉市立学校教職員の
訓告等取扱規程の一部を改正することについて、本委員会の議決を求める。

令和6年3月26日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市立学校県費負担教職員旧姓使用取扱規程及び倉吉市立学校教職員の訓告等取扱規程
の一部改正について

【改正理由】

市での署名押印廃止の方針を踏まえ、教育委員会訓令での押印に関する規定を整理するものです。

【改正要旨】

- | | | |
|---|--|--------------------|
| 1 | 倉吉市立学校県費負担教職員旧姓使用取扱規程の一部改正
起案文書における記名に旧姓を使用することができることとした。 | 第1条関係
(別表関係) |
| 2 | 倉吉市立学校教職員の訓告等取扱規程の一部改正
様式中の公印を押すべき欄を削ることとした。 | 第2条関係
(様式第1号関係) |
| 3 | この訓令は、令和6年4月1日から施行することとした。 | 附則関係 |

倉吉市立学校県費負担教職員旧姓使用取扱規程及び倉吉市立学校教職員の訓告等取扱規程の一部を改正する訓令

(倉吉市立学校県費負担教職員旧姓使用取扱規程の一部改正)

第1条 倉吉市立学校県費負担教職員旧姓使用取扱規程（平成18年倉吉市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第3条関係）旧姓を使用することができる文書等 1～10 略 11 起案文書における <u>記名</u> 12～20 略	別表（第3条関係）旧姓を使用することができる文書等 1～10 略 11 起案文書における <u>署名又は押印</u> 12～20 略

(倉吉市立学校教職員の訓告等取扱規程の一部改正)

第2条 倉吉市立学校教職員の訓告等取扱規程（平成25年倉吉市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「囿」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 13 号

倉吉市教育委員会が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則の
制定について

次のとおり倉吉市教育委員会が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則の制定について、本委員会の議決を求める。

令和6年3月26日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市教育委員会が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則の制定について

【理由】

市での署名押印廃止の方針を踏まえ、教育委員会等が書面により施行する文書であって、規則その他の規程により公印の押印を要するものについて、その押印を省略することができるよう、このことに関する規則を制定するものです。

【要旨】

- 1 この規則は、教育委員会又はその補助機関が書面により施行する文書について、公印の押印を省略することにより、書面による文書の施行手続の簡素化を図り、もって行政運営の効率化に資することを目的とすることとした。 (第1条関係)
- 2 教育委員会等が書面により施行する文書であって規則その他の規程により公印の押印を要するとされているものについて、原則としてこれを省略することとした。 (第2条関係)
- 3 この規則は、令和6年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市教育委員会が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、倉吉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又はその補助機関が書面により施行する文書について、公印の押印を省略することにより、書面による文書の施行手続の簡素化を図り、もって行政運営の効率化に資することを目的とする。

(公印の押印の省略等)

第2条 教育委員会又はその補助機関が書面により施行する文書であって、規則その他の規程（以下「規則等」という。）により公印の押印を要するとされているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、相手方が特に公印の押印を求める場合を除き、公印の押印を省略するものとする。この場合において、倉吉市教育委員会公印規則（昭和44年倉吉市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定による公印の印影の印刷及び第4条の2第1項の規定による電子公印の出力による施行は、これを妨げない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行し、同日前の日が属する年度以前の事務事業の執行に関するもの（同日以後の日が属する年度以後に繰り越された場合のものを除く。）を除いて適用する。

議案第 14 号

倉吉市教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則の制定
について

次のとおり倉吉市教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則の制定について、本委員会の議決を求める。

令和6年3月26日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則の制定について

【理由】

市での署名押印廃止の方針を踏まえ、教育委員会等が提出を受ける書面であって、規則その他の規程により提出者の押印又は署名を要するものについて、その押印を省略し、及び記名をもって署名に代えることができるよう、このことに関する規則を制定するものです。

【要旨】

- 1 この規則は、教育委員会等に提出する申請等の書類について、押印を省略し、及び記名をもって署名に代えることができるようにすることにより、書類の提出手続の簡素化を図り、もって市民の負担の軽減を図ることを目的とすることとした。 (第1条関係)
- 2 教育委員会等に提出する書類であって規則その他の規程により提出者の押印又は署名を要するとされているものについて、原則としてその押印を省略し、及び記名をもって署名に代えることができることとした。 (第2条関係)
- 3 この規則は、令和6年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、倉吉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又はその補助機関に提出する申請、届出等の書類について、押印を省略し、及び記名をもって署名に代えることができるようにすることにより、書類の提出手続の簡素化を図り、もって市民の負担の軽減を図ることを目的とする。

(提出者の押印の省略等)

第2条 教育委員会又はその補助機関に提出する書類であつて、規則その他の規程（以下「規則等」という。）により提出者の押印又は署名を要するとされているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、印鑑又は署名の照合を必要とする場合を除き、提出者の押印を省略し、及び記名をもって署名に代えることができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行し、同日前の日が属する年度以前の事務事業の執行に関するもの（同日以後の日が属する年度以後に繰り越された場合のものを除く。）を除いて適用する。

議案第 15 号

倉吉市指定有形文化財の指定について

倉吉市文化財保護条例（昭和 51 年倉吉市条例第 21 号）第 4 条第 1 項の規程により、木造阿弥陀如来及両脇侍立像を倉吉市指定有形文化財に指定することについて、本委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

もくぞうあみだによらいおよびりょうきょうじりゅうぞう
木造阿弥陀如来及両脇侍立像

- 1 指定種別 有形文化財（彫刻）
- 2 名称及び員数 木造阿弥陀如来及両脇侍立像 3 軀
- 3 所在の場所 倉吉市巖城 956 番地 山名寺
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
住所 倉吉市巖城 956 番地
氏名 宗教法人山名寺 代表役員 平野俊一
- 5 所有者以外に管理者又は占有者がいるときはその氏名又は名称及び住所
なし
- 6 構造及び形式又は寸法

（阿弥陀如来立像）

構造 木造 一木割矧造 玉眼 金泥彩 漆箔

材質 針葉樹材（ヒノキか）

寸法 本体－像高 79.0 cm 髪際高 73.7 cm 頂－顎 14.1 cm 面長 8.5 cm
面幅 7.8 cm 面奥 11.4 cm 耳張 10.6 cm 胸奥 13.7 cm
腹奥 13.9 cm 肘張 25.0 cm 裾張 17.2 cm 足先開 6.7 cm
台座－高さ 38.2 cm 幅 52.8 cm 奥 39.0 cm
光背－高さ 107.7 cm 幅 51.5 cm 奥 21.2 cm 柄（出） 3.5 cm

（観音菩薩立像）

構造 木造 一木割矧造 玉眼 金泥彩 漆箔

材質 針葉樹材（ヒノキか）

寸法 本体－像高 53.3 cm 髪際高 46.6 cm 頂－顎 12.3 cm 面長 5.9 cm
面幅 4.9 cm 面奥 6.8 cm 耳張 6.8 cm 胸奥 8.6 cm
腹奥 9.8 cm 肘張 15.9 cm 裾張 13.5 cm 足先開 5.5 cm
台座－高さ 26.5 cm 幅 34.2 cm 奥 25.5 cm
光背－高さ 32.0 cm 幅 26.0 cm 奥 11.2 cm 柄（出） 2.6 cm

（勢至菩薩立像）

構造 木造 一木割矧造 玉眼 金泥彩 漆箔

材質 針葉樹材（ヒノキか）

寸法 本体－像高 53.2 cm 髪際高 47.0 cm 頂－顎 12.3 cm 面長 5.8 cm
面幅 5.2 cm 面奥 7.3 cm 耳張 6.6 cm 胸奥 8.2 cm
腹奥 8.3 cm 肘張 15.2 cm 裾張 11.7 cm 足先開 5.5 cm
台座－高さ 26.7 cm 幅 32.9 cm 奥 25.9 cm
光背－高さ 37.7 cm 幅 26.3 cm 奥 11.0 cm 柄（出） 3.8 cm

7 作者及び制作の年代又は時代

鎌倉時代（13世紀中頃）

8 来歴・伝承

山名寺の本尊として本堂須弥壇に本阿弥陀三尊像が祀られている。山名寺は、関ヶ原の戦いの後、伯耆国を領した中村一忠の一族、中村栄忠が倉吉を預かり曹洞宗として再興したと伝える。その時期は、慶長9年(1604)以降の慶長年中（～1610）ともいう。それ以前のこととは、『伯耆民談記』の「山名寺」の項に「浄清山と号す、山名伊豆守時氏延文四年（1359）四月菩提所として建立の寺地と云傳ふ」とある。この菩提所の寺名は時宗の「三明寺」と考えられている。また、臨済宗の僧、南海宝州は文和・延文（1352～60）のころ、守護山名時氏の保護を受けて因幡に小林寺、伯耆に「光孝寺」、美作に理濟寺を開いたという。その後、室町幕府が護持する十刹に列するが、戦国時代に衰退する。安政3年（1856）書留「三明寺大岳院ト懸合一件」に「山名寺は光孝寺の遺跡であって」とある。一説では、三明寺が山名時氏によって開かれ、時氏没後に時氏の法名光孝寺殿をとった菩提寺光孝寺が三明寺に近接して建立されたという。なお、光孝寺の塔頭「正受院」は田内に所在していたと思われる。

9 指定理由

イ 基準 鎌倉時代（13世紀中頃）の作であり、本市の絵画・彫刻史上特に意義ある資料

ロ 説明

（阿弥陀如来立像）

三尊一具の中尊。来迎印を結び、腰を少し右にひねり、左足をわずかに踏み出し、踏割蓮華座に立つ。肉髻及び地髪に螺髪を彫りだす。髪際は少し水平より下に垂れている。白毫をあらわすが、肉髻珠はあらわされていない。耳たぶを環状とし、頸部に三道を刻む。納衣を偏袒右肩に着し、右肩に布端を懸ける。覆肩衣を着け、裙を履く。納衣および覆肩衣の胸横左右の布端をたるませている。左手は肘を軽く曲げて垂下し、右手は脇腹辺りで肘を曲げて胸まで挙げる。両手の手の平を前に向け、それぞれの第一指（親指）と第三指（中指）で輪をつくる。

ヒノキと思われる針葉樹材の一材から彫出した頭体幹部を両耳の後方で前後に割り、内刳を施し矧ぎ合わせる。左右の肩先から体側部にかけて別材を矧ぎ付け、両手先および両足先とも別材を矧ぐ。着衣部は漆箔、肉親部は金泥塗を施し、頭部は彩色（群青か）で唇に珠をさす。左手と右手の指先の一部が失われており、両足先は後補。膠の接着力が失われており、矧目がゆるんでいる。船型光背と蓮華座はともに後補である。

（観音菩薩立像）

垂髪を高く結い、腰をかがめ両手を差し出し、左足を少し踏み出して蓮華座に立つ。差し出された両手には失われているが蓮台を奉持していたと思われる。天衣、条帛、裙、腰布を

身に着け、背面で腰帯をみせる。頭部は、地髪部と髻とも毛筋を彫りだし、金属製の天冠を頂く。また、胸には金属製の瓔珞をつける。

頭体幹部をヒノキと思われる針葉樹の一材より彫りだす。両耳後方から肩をとおり胸下に至る線で割刳、内刳を施す。髻および面部、左右の肩、肘前を別材で矧ぐ。着衣は漆箔、肉身部は金泥塗りで頭部にも群青と思われる彩色が施されている。

鼻先や唇の一部が傷み、両手の指先や白毫、持物の蓮台などが失われており、保存状態は良好といえない。天冠と瓔珞、両方の前腕、両足先、宝珠形光背と台座が後補である。なお、光背の中央に和鏡が嵌め込まれている。

(勢至菩薩立像)

垂髪を高く結び、腰をかがめ胸前で合掌し、右足を少し踏み出して蓮華座に立つ。天衣、条帛、裙、腰布を身に着け、背面で腰帯をみせる。頭部は、地髪部と髻とも毛筋を彫りだし、金属製の天冠を頂く。また、胸には金属製の瓔珞をつける。

頭体幹部をヒノキと思われる針葉樹の一材より彫りだす。両耳後方から肩をとおり胸下に至る線で割刳、内刳を施す。髻および面部、左右の肩、肘前を別材で矧ぐ。着衣は漆箔、肉身部は金泥塗りで頭部にも群青と思われる彩色が施されている。

全体に保存状態は良好といえない。天冠と瓔珞、右の前腕、両手首先、宝珠形光背と台座が後補である。なお、観音像の光背と同じく光背の中央に和鏡が嵌め込まれている。

13世紀中頃に遡る阿弥陀三尊来迎像の定型を踏襲する仏像彫刻であり、当市の仏教史および彫刻史を考えるうえで重要な資料である。

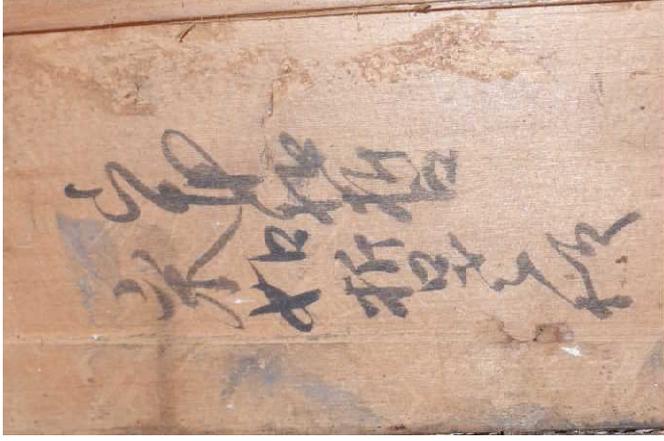


木造阿弥陀如来及兩脇侍立像



阿弥陀如来立像

写真提供：鳥取県地域社会振興部文化財局文化財課



台座墨書銘

山本扣（もしくは和）哲
山本如哲老様

阿弥陀如来立像



観音菩薩立像

写真提供：鳥取県地域社会振興部文化財局文化財課



觀音菩薩立像



写真提供：鳥取県地域社会振興部文化財局文化財課



写真提供：鳥取県地域社会振興部文化財局文化財課

勢至菩薩立像



勢至菩薩立像



忽たい地すり朱色能
 頼入候、とりへけ此三尊之
 色能頼入申候



台座墨書銘

写真提供：鳥取県地域社会振興部文化財局文化財課

議案第 16 号

倉吉市指定有形文化財の指定について

倉吉市文化財保護条例（昭和 51 年倉吉市条例第 21 号）第 4 条第 1 項の規程により、木造阿弥陀如来立像を倉吉市指定有形文化財に指定することについて、本委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

もくぞうあみだによらいりゅうぞう
木造阿弥陀如来立像

- 1 指定種別 有形文化財（彫刻）
- 2 名称及び員数 木造阿弥陀如来立像 1 軀
- 3 所在の場所 倉吉市新町3丁目1099番地 誓願寺
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
住所 倉吉市新町3丁目1099番地
氏名 宗教法人誓願寺 代表役員 工藤純裕
- 5 所有者以外に管理者又は占有者がいるときはその氏名又は名称及び住所
なし
- 6 構造及び形式又は寸法
構造 木造 寄木造 玉眼 漆箔
材質 針葉樹材（ヒノキか）
寸法 本体－像高 97.4 cm 髪際高 90.5 cm 面長 10.6 cm 面幅 10.0 cm
耳張 13.1cm 面奥 13.3 cm 胸奥 16.2 cm（左、衣含む） 腹奥 17.0 cm
肘張 32.8 cm 裾張 23.8 cm 足先開 20.9 cm
台座－高さ（前）56.6 cm（後）58.6 cm 幅 60.0 cm 奥 52.5 cm
光背－高さ 136.4 cm 幅 64.0 cm 奥 24.2 cm 柄（出）4.5 cm（幅）4.5 cm
- 7 作者及び制作の年代又は時代
鎌倉時代（13世紀中頃）
- 8 来歴・伝承

誓願寺は、倉吉旧市街地の北西に連なる寺院群の一角に位置する。江戸時代の町並みの北西端部であり、米子往来がすぐそばを通る。寺伝によると、天正11年(1583)に本蓮社尊誉残山によって開かれたという。南条氏が豊臣秀吉のもと東伯耆三郡を領した時期にあたる。

誓願寺の御本尊として当該の木造阿弥陀如来立像を祀るが、開山の時期よりも古い。その来歴は不明だが、江戸時代の寛保2年(1742)に著された『伯耆民諺記』の長谷寺の項に「當院（長谷寺のこと）衝鐘今アルハ作州長田八幡宮の鐘ナリ然ルニ此鐘久米郡大谷ノ田中ニ埋リシヲ掘出シテ當院ニ釣ルナリ彼ノ長田八幡ノ昔ノ神躰ハ立像ノ弥陀ナリ今倉吉誓願寺ノ弥陀是ナリ」とある。

9 指定理由

イ 基準 鎌倉時代中頃の作であり、本市の絵画・彫刻史上特に意義ある資料

ロ 説明 来迎印を結び、腰をわずかに左にひねり、右足を少し踏み出し、踏割蓮華座に立つ。肉髻及び地髪に螺髪を彫りだす。髪際は少し水平より下に垂れ、波状に表現される。肉髻珠と白毫をあらわし、耳たぶを環状とし、頸部に三道を刻む。納衣を偏袒右肩に着し、右肩布端を懸け、左胸に釣環を表す。覆肩衣を着け、裙を履く。右胸から脇下にかけて納衣

および覆肩衣の布端をたるませている。左手は肘を軽く曲げて垂下し、右手は脇腹辺りで肘を曲げて胸まで挙げる。両手の手の平を前に向け、それぞれの第一指（親指）と第二指（人差し指）で輪をつくる。

頭頂から裾部までの幹部をヒノキと思われる針葉樹材の前後二材から彫出す。前後材の矧目は、両耳の後方から左右の肩をとおる。内刳を施す。前面材の三道下で割首をおこなっている。左右の肩先から体側部にかけて別材を矧ぎ付け、両手先および両足先とも別材を矧ぐ。像の表面の肉身部と着衣部とも漆箔で、頭髪は彩色されているが、現状は古色を呈する。本像の保存状態は良好であるが、肉髻珠と白毫、両足先は後補である。また光背と台座、両脇侍とも後に製作されたものである。

本像の制作時期は、13世紀中頃に遡り、正統的な作風を示す仏像彫刻として貴重な存在である。



写真提供（上記2枚）：鳥取県地域社会振興部文化財局文化財課



阿弥陀如来立像



写真提供：鳥取県地域社会振興部文化財局文化財課

阿弥陀如来立像

議案第 17 号

令和 6 年度倉吉市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

次のとおり学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱することについて、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条の規定により、本委員会の議決を求めらる。

令和 6 年 3 月 26 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

令和6年度 倉吉市学校医・学校歯科医・学校薬剤師・耳鼻科医・眼科医名簿

委嘱期間 自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月31日

※着色はR5年度より変更

	学校名	学校医	学校歯科医	学校薬剤師	耳鼻科医	眼科医	備考
小学校	西郷小学校	昭和町一 岡本 賢	湯梨浜町田後 倉繁雅弘	堺町三 中塩友一	福庭町二 山崎愛語	上井町一 森廣敬一	
	河北小学校	湯梨浜町長江 遠藤 充	福庭町一 岸田宗文	八屋 加田貴久	福庭町二 山崎愛語	瀬崎町 野島病院(委託)	眼科医 寺坂祐樹
	明倫小学校	新町三 松田 隆	清谷町一 濱吉淳一	昭和町二 中島慶子	東昭和町 県立厚生病院(委託)	上井町一 森廣敬一	耳鼻科医 橋本好充
	打吹小学校	上井 坂本恵理	明治町 森本英嗣	昭和町一 富盛裕司	東昭和町 県立厚生病院(委託)	瀬崎町 野島病院(委託)	耳鼻科医 橋本好充 眼科医 寺坂祐樹
	上灘小学校	昭和町一 岡本 賢	駄経寺町二 山本剛志	明治町 小林千里	昭和町一 石津吉彦	新陽町 井東弘子	
	小鴨小学校	西倉吉町 大石一康	琴浦町浦安 岡本貴史	山根 加藤美加	昭和町一 石津吉彦	瀬崎町 野島病院(委託)	眼科医 寺坂祐樹
			明治町 樋口敬訓				
	久米小学校	西倉吉町 大石一康	西福守町 近 豊浩	山根 米田恭子	昭和町一 石津吉彦	瀬崎町 野島病院(委託)	眼科医 寺坂祐樹
	社小学校	西倉吉町 大石一康	山根 桑名慎太郎	昭和町二 井上雅江	昭和町一 石津吉彦	瀬崎町 野島病院(委託)	眼科医 寺坂祐樹
	上北条小学校	西倉吉町 大石一康	井手畑 王 秀樹	上井 山田弘毅	福庭町二 山崎愛語	瀬崎町 野島病院(委託)	眼科医 寺坂祐樹
関金小学校	関金町大鳥居 安梅正則	関金町関金宿 小川育成	生田 田中靖章	東昭和町 県立厚生病院(委託)	瀬崎町 野島病院(委託)	耳鼻科医 橋本好充 眼科医 寺坂祐樹	

	学校名	学校医	学校歯科医	学校薬剤師	耳鼻科医	眼科医	備考
中学校	東中学校	昭和町一 岡本 賢	昭和町一 木本達己	昭和町一 石津八重美		新陽町 井東弘子	
	西中学校	西倉吉町 大石一康	生田 花池泰徳	丸山町 植田克己		瀬崎町 野島病院(委託)	眼科医 寺坂祐樹
	久米中学校	新町三 森脇良太	福庭町二 河崎一寿	山根 忌部義夫		瀬崎町 野島病院(委託)	眼科医 寺坂祐樹
	河北中学校	上井町一 西田法孝	鍛冶町一 林 秀昭	福庭町一 加藤圭二		瀬崎町 野島病院(委託)	眼科医 寺坂祐樹
	鴨川中学校	関金町大鳥居 安梅正則	東町 山本 回	福庭町二 中尾宗彦		瀬崎町 野島病院(委託)	眼科医 寺坂祐樹

議案第 18 号

令和 6 年度倉吉市地域学校委員会委員の任命について

次のとおり倉吉市地域学校委員会の委員を任命することについて、倉吉市立小学校及び中学校管理規則（昭和 43 年倉吉市教育委員会規則第 3 号）第 36 条の規程により、本委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

令和6年度 倉吉市地域学校委員【案】 (各学校からの推薦者・3月19日現在)

学校名	氏名	所属等	備考
西郷小学校	山根 弘二	西郷コミュニティセンター館長	
西郷小学校	吉川 裕	西郷地区民生児童委員協議会長	
西郷小学校	中野 義貴	地域住民	
西郷小学校	河田 雅志	有識者	
西郷小学校	市澤 祐子	PTA会長 (4月の定期総会で承認)	
西郷小学校	岩崎 幸雄	民生児童委員	
西郷小学校	安長 章	西郷地区まちづくり協議会長	
河北小学校	藤山 正明	上井コミュニティセンター館長	
河北小学校	長井 貴徳	上井地区青少年育成協議会長	
河北小学校	河崎 教次	主任児童委員	
河北小学校	山田 美知子	上井児童センター館長	
河北小学校	伊藤 俊之	地域コーディネーター	
河北小学校	吉岡 麻弓	上井保育園長	
河北小学校	櫻井 正嗣	河北小学校PTA会長	
河北小学校	三浦 貴志	上井地区社会福祉協議会長	
河北小学校	田中 佑和	有識者	
明倫小学校	米舂 隆生	明倫地区振興協議会長	
明倫小学校	稲嶋 敏彦	明倫コミュニティセンター館長	
明倫小学校	小田 美代子	地区民生委員協議会会長	
明倫小学校	鷺見 寿久	明倫地区振興協議会 青少年育成部会長	
明倫小学校	小谷 美幸	主任児童委員	
明倫小学校	山下 千之	有識者	
明倫小学校	中西 和宏	PTA会長	
打吹小学校	松井 幸伸	灘手コミュニティセンター館長	
打吹小学校	伊藤 麻衣子	灘手保育園長	
打吹小学校	明里 利彦	灘手村づくり協議会副会長	
打吹小学校	明里 佐代子	民生児童委員会会長	
打吹小学校	安藤 浩平	PTA会長	
打吹小学校	寺谷 康之	自治公民館協議会長	
打吹小学校	明德 一志	成徳コミュニティセンター館長	
打吹小学校	井中 玉枝	主任児童委員・地域コーディネーター	
打吹小学校	米村 秀昭	学識経験者 (倉吉幼稚園理事長)	
打吹小学校	山根 美也子	PTA副会長	
上灘小学校	黒川 泰	上灘地区自治公民館協議会長	
上灘小学校	船越 芳昭	上灘コミュニティセンター館長	
上灘小学校	松尾 和世	主任児童委員	
上灘小学校	山口 大助	地域コーディネーター	
上灘小学校	長濱 みゆき	学識経験者	
上灘小学校	山岸 大輔	PTA会長	
上灘小学校	杉本 美智子	学識経験者	
小鴨小学校	林 達夫	小鴨地区自治公民館協議会長	
小鴨小学校	中野 章臣	小鴨コミュニティセンター館長	
小鴨小学校	本内 友樹	小鴨小PTA会長	
小鴨小学校	青木 和佳	小鴨保育園長	
小鴨小学校	伊藤 幸恵	西倉吉保育園長	
小鴨小学校	出会 敦子	小鴨地区青少年育成協議会長	
小鴨小学校	仲田 美千代	主任児童委員	
小鴨小学校	栢田 弘子	地域コーディネーター	
小鴨小学校	多賀 正樹	上小鴨地域づくり協議会長	
小鴨小学校	米田 清隆	上小鴨地区自治公民館協議会長	
小鴨小学校	牧田 元一	上小鴨コミュニティセンター長	

小鴨小学校	川崎 英二	上小鴨地域づくり協議会 青少年育成部長	
小鴨小学校	牧田 成人	上小鴨地区主任児童委員	
小鴨小学校	馬西 祐貴子	上小鴨地区主任児童委員	
小鴨小学校	重道 加代子	上小鴨保育園長	
小鴨小学校	谷本 和俊	地域コーディネーター	
久米小学校	笠見 猛	北谷地区振興協議会長	
久米小学校	重道 里史	北谷地区自治公民館協議会長	
久米小学校	岩垣 和久	北谷コミュニティーセンター館長	
久米小学校	山脇 勲	久米小学校PTA会長	
久米小学校	加藤 晃	北谷地区主任児童委員	
久米小学校	前田 直樹	北谷地区青少年協議会長	
久米小学校	石賀 公子	北谷保育園長	
久米小学校	稲葉 美佐江	北谷児童クラブ放課後児童支援員	
久米小学校	川福 研二	地域コーディネーター	
久米小学校	福田 義克	高城コミュニティーセンター運営委員会会長	
久米小学校	山岡 重隆	自治公民館協議会長	
久米小学校	河野 正人	高城地区コミュニティーセンター館長	
久米小学校	市田 孝憲	高城地区児童民生委員協議会長	
久米小学校	尾上 清公	高城地区青少協会会長	
久米小学校	米田 美奈子	高城保育園長	
久米小学校	山部 秀樹	地域コーディネーター	
久米小学校	岩本 市恵	高城児童センター長（兼）上米積児童センター長	
社小学校	岡本 梢	社コミュニティーセンター館長	
社小学校	山下 幸明	社地区自治公民館協議会長	
社小学校	大下 哲夫	社地区振興協議会長	
社小学校	天野 博正	社地区老人クラブ協議会長	
社小学校	中島 伸一	社地区振興協議会青少年育成部長	
社小学校	伊藤 文恵	社地区主任児童委員	
社小学校	川口 誠	社地区地域コーディネーター	
社小学校	荒尾 緑	有識者	
社小学校	井勢 敬子	適正配置協議委員	
社小学校	河本 智沙	新年度PTA会長内定者（承認は4月PTA総会にて）	
上北条小学校	岩間 隆二	上北条地区人権同和教育研究会長 学校支援ボランティア	
上北条小学校	中井 浩	上北条地区青少年協議会長 学校支援ボランティア	
上北条小学校	吉田 正	学校支援ボランティア	
上北条小学校	細川 香	上北条コミュニティーセンター主事	
上北条小学校	小林 俊雄	上北条地区主任児童委員	
上北条小学校	安田 都子	上北条地区主任児童委員 上北条児童クラブ指導員	
上北条小学校	森 康貴	上北条小学校PTA会長	
関金小学校	牧田 皓司	関金地区振興協議会長	
関金小学校	笠原 宣幸	元山守小地域学校委員	
関金小学校	影山 卓司	元山守小地域学校委員	
関金小学校	長谷川 真也	元PTA会長	
関金小学校	荒益 裕子	元関金小学校長	
関金小学校	福田 耕昇	地域コーディネーター	
関金小学校	小谷 鈴子	主任児童委員	
関金小学校	松井 収	関金コミュニティーセンター館長	
関金小学校	尾坂 敦美	関金保育園長	
関金小学校	梅谷 友美	PTA会長（4月PTA総会で承認）	
東中学校	河本 睦美	主任児童委員 学校支援ボランティア	
東中学校	黒田 多美子	民生児童委員	
東中学校	奥野 秀應	元PTA会長	
東中学校	三谷 徳彦	県立倉吉東高副校長	

東中学校	野田 博司	スーパーバイザー野田医院院長	
東中学校	秋久 重規	地域住民 源徳院住職	
東中学校	常盤 誠	前PTA会長	
東中学校	～未定～	PTA会長	
西中学校	稲嶋 敏彦	明倫コミュニティセンター館長	
西中学校	中野 章臣	小鴨コミュニティセンター館長	
西中学校	牧田 元一	上小鴨コミュニティセンター館長	
西中学校	田村 祐二	秋喜西町館長	
西中学校	山根 正二	やまびこ人権文化センター所長	
西中学校	川崎 英二	地域コーディネーター	
西中学校	増田 孝二	西中学校同窓会長	
西中学校	田中 博幸	県立西高等学校長	
西中学校	恩田 陽子	PTA会長	
西中学校	吉村 勇弥	前PTA会長	
久米中学校	隅坂 義之	R5 地域学校委員長	
久米中学校	伊木 香代	倉吉市教育委員会 主任児童民生委員	
久米中学校	山増 博通	PTA会長	
久米中学校	大下 哲夫	社地区振興協議会長	
久米中学校	岩垣 和久	北谷コミュニティーセンター館長 児童民生委員	
久米中学校	河野 正人	高城コミュニティセンター館長	
久米中学校	上口 俊一	さわやか人権文化センター所長	
久米中学校	佐伯 理恵	前PTA会長	
久米中学校	岩瀬 勝俊	倉吉農業高校教頭	
河北中学校	福田 淳	PTA会長	
河北中学校	米田 明万	倉吉総合産業高校校長	
河北中学校	長井 貴徳	上井地区青少年育成協議会長	
河北中学校	河田 雅志	前倉吉東高校長鴨水会館理事	
河北中学校	中井 浩	上北条地区青少年育成協議会長	
河北中学校	藤山 正明	上井コミュニティセンター館長	
河北中学校	山根 弘二	西郷コミュニティセンター館長	
河北中学校	小林 加代子	上北条コミュニティセンター館長	
鴨川中学校	梶本 広康	関金自治公民館協議会長	
鴨川中学校	松井 収	関金コミュニティセンター館長	
鴨川中学校	小谷 鈴子	関金主任児童委員	
鴨川中学校	小椋 三恵子	さいとりさし保存会	
鴨川中学校	野儀 明彦	PTA会長	
鴨川中学校	牧田 皓司	関金地区振興協議会長	
鴨川中学校	小野 一政	地域コーディネーター	
鴨川中学校	藤原 ひとみ	関金主任児童委員	

倉吉市立中学校統一型制服導入に係る実施方針(案)



1 事業概要及び目的

倉吉市内の中学校における制服の統一化

生徒の多様性に対応するため、「ジェンダーレス制服(ブレザー等)」を市内統一で導入し、選択できるようにすることで、生徒が満足いく学校生活が期待されます。また、どの中学校に入学しても同価格で購入でき、市内全体での再利用(リユース)や兄弟姉妹での使用も可能となります。家庭での洗濯ができる生地や長期間使用できる丈夫な生地を採用することで保護者負担の軽減が期待できます。

また、倉吉市中学校 PTA 連合会からもブレザーへの移行や統一制服の導入の要望があったことから、全市統一型制服への導入に向け取り組みを進めます。

受容性の高い学校環境をつくり、制服を選択できるようにすることで、多様な中学生の自分らしさを応援します。

実施の目的

- (1) 多様性に対応として「ジェンダーレス制服」を選択できる(多様な中学生の自分らしさを応援)
- (2) 市内統一型にすることにより、兄弟姉妹や市全体で再利用(リユース)できる
- (3) スラックスを採用することにより、安全性や防犯の向上が期待できる
- (4) 保護者負担の軽減が期待できる(市内中学校の制服が同一価格、家庭での洗濯が可能となるなど)

2 事業開始年度

事業開始年度: 令和8年度

3 移行期間の設定

令和 11 年度より完全移行(令和 10 年度までは旧制服の着用も可とします。)

4 対象校

市内全中学校

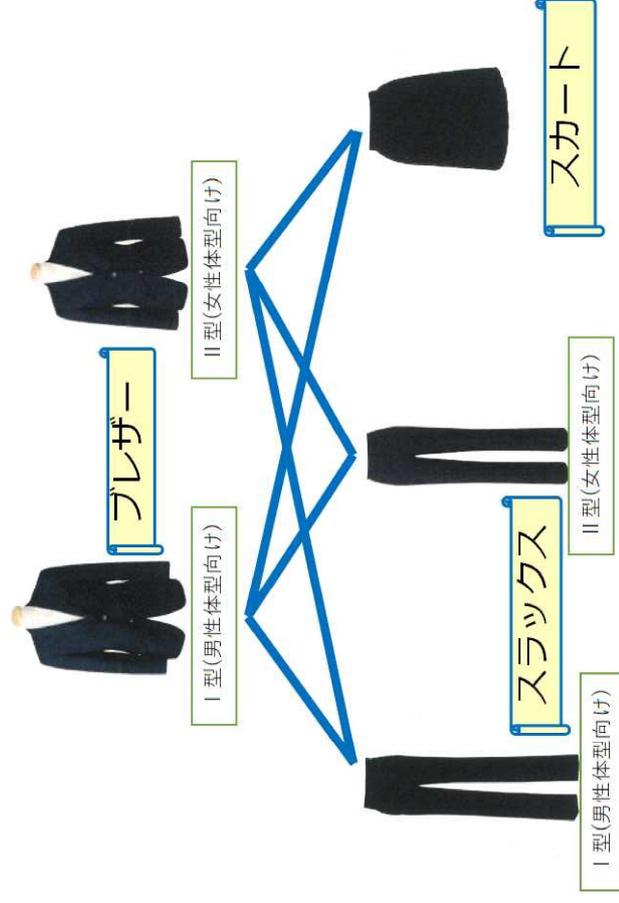
(東中学校、西中学校、久米中学校、河北中学校、鴨川中学校)

5 具体的な進め方

- (1) 保護者・生徒アンケートの実施
- (2) 倉吉市立中学校制服統一検討委員会の設置
- (3) 制服デザインの決定
- (4) 制服制作に係る費用の算出
- (5) 事業評価(アンケート実施)

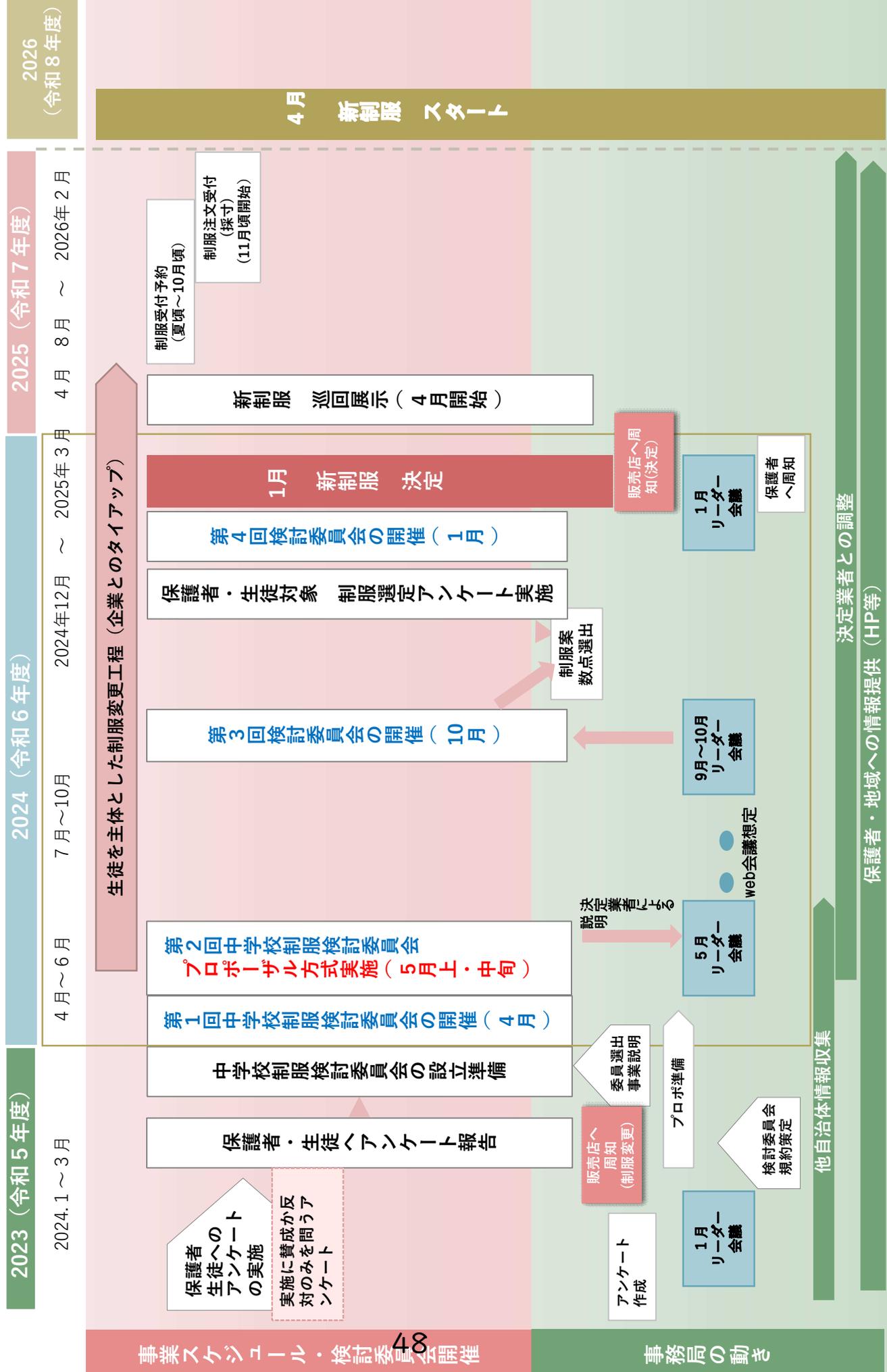
【倉吉モデル】

- ブレザー
 - ・ I型（男性体型向け）
 - ・ II型（女性体型向け）
- スラックス
 - ・ I型（男性体型向け）
 - ・ II型（女性体型向け）
- スカート



※この中から自分で組み合わせて買います。

「倉吉モデル中学校統一制服」導入スケジュール



【倉吉モデル中学校統一制服導入についてのアンケート結果】

○アンケート対象者

- ・小学生4年生から6年生
 ※小学生1年生から3年生までは保護者と話し、保護者からの回答としています。
- ・中学生1年生から3年生
- ・小学生1年生から中学生3年生までの保護者

○アンケート回答期限

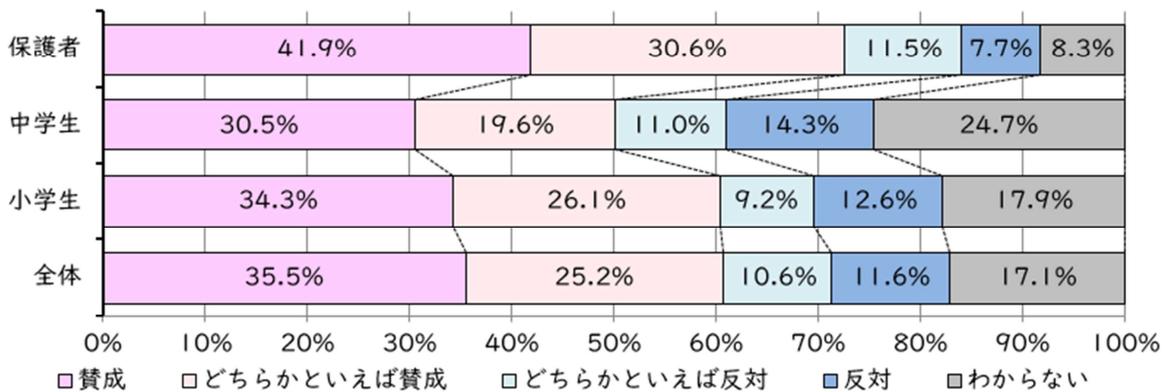
令和6年2月24日から3月5日

回答状況について

	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	中計	保護者 (家庭数)	総計
回答者数	227	167	239	633	290	286	227	803	738	2,174
市内人数	383	371	441	1,195	356	366	405	1,127	2,744	5,066
回答率	59.3%	45.0%	54.2%	53.0%	81.5%	78.1%	56.0%	71.3%	26.9%	42.9%

賛否の集計（全体で集計）

		比率					回答実数					合計
		賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない	
区分	保護者	41.9%	30.6%	11.5%	7.7%	8.3%	309	226	85	57	61	738
	中学生	30.5%	19.6%	11.0%	14.3%	24.7%	245	157	88	115	198	803
	小学生	34.3%	26.1%	9.2%	12.6%	17.9%	217	165	58	80	113	633
	全体	35.5%	25.2%	10.6%	11.6%	17.1%	771	548	231	252	372	2,174



【賛成の理由】

- ・「ジェンダーレス制服」になることで、全ての生徒が満足することができる。
- ・制服の組み合わせを自分の意思で選ぶことができる
- ・登下校中の安全面
- ・家庭の負担（洗濯・買い替え等）が少なくなる
- ・倉吉市としての一体感が得られる
- ・経済的負担が軽減される
- ・防寒対策ができる...
- ・きょうだい等や市全体で再利用できる
- ・平等性が向上する。

【反対の理由】

- ・現在の制服が気に入っている。
- ・どこの生徒かわからなくなる。
- ・新しい制服の設計、製造、配布に時間とコストがかかる。
- ・校内男女の違いを無くせばよい
- ・現在の制服が無駄になる。
- ・制服をやめて体操服にするとしわ等を気にしなくてよい。
- ・学校の伝統がなくなる。